

第九十四回国会 参議院議院運営委員会会議録第十号

昭和五十六年四月二日(木曜日)
午後五時四十五分開会

委員の異動

四月一日
小野 明君 補欠選任 対馬 孝且君

出席者は左のとおり。

委員長 松垣徳太郎君
理事 遠藤 要君
戸塚 進也君
真鍋 賢二君
片岡 勝治君
小山 一平君
三木 忠雄君
神谷信之助君
栗林 卓司君

委員

江島 淳君
上條 勝久君
川原新次郎君
高木 正明君
藤井 孝男君
前田 勲男君
松浦 功君
松尾 官平君
村上 正邦君
吉田 正雄君
山中 郁子君
江田 五月君

委員以外の議員

江田 五月君

議長 山田 勇君
副議長 徳永 正利君
秋山 長造君

事務局側
事務総長 前川 清君
事務次長 指宿 清秀君
議事部長 心得 辻 啓明君
委員部長 有吉 良介君
記録部長 宮崎 義夫君
警務部長 柳山 次男君
庶務部長 佐橋 宣雄君
管理部長 佐伯 英明君
渉外部長 栗山 明君
国立国会図書館側
館長 岸田 實君

本日の会議に付した案件
○小委員長の補欠選任の件
○国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件
○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
○国立国会図書館組織規程の一部改正について承認を求めるの件
○委員長(松垣徳太郎君) 議院運営委員会を開会いたします。
まず、図書館運営小委員長の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い同小委員長が欠員となっております。

りますので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。
選任は、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと仰る者あり〕
○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。

す。それでは、図書館運営小委員長に対馬孝且君を指名いたします。
○委員長(松垣徳太郎君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○事務総長(前川清君) それでは、便宜私から御説明申し上げます。
まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案でございますが、これは、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、基礎歳費月額を本年四月一日から現行の五十八万円を六十万円に引き上げた額に改定し、あわせて、普通退職年金受給者のうち、年金額が二百四十万円以上で、かつ前年の互助年金外所得が六百六十万円を超えるときは、その年金外額と互助年金外所得との合計額、すなわち九百万円を超えた金額の二割を互助年金から停止しようとするものであります。その支給年額は二百四十万円を下ることなく、その停止年額は年金年額の二割を超えないこととする、いわゆる高額所得による停止の措置を昭和五十七年七月から適用しようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、永年在職表彰議員特別交通費について、

本年四月から五万円引き上げて月額二十五万円に改めようとするものであります。
○委員長(松垣徳太郎君) 別に御発言もなければ、両案の採決を行います。
両案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松垣徳太郎君) 多数と認めます。よって、両案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと仰る者あり〕
○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件を議題といたします。

○事務総長(前川清君) 本件は、本年四月から、証人等の出頭した日の日当について、陳述に要した時間が四時間未満の場合は四百円引き上げて一万二千元に、四時間以上の場合は五百円引き上げて一万四千五百円に改めようとするものであります。

○委員長(松垣徳太郎君) 別に御発言もなければ、本件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔異議なしと仰る者あり〕
○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(前川清君) 本件は、参議院事務局職員
員の定員を新たに一人増員し、千二百七十人に改
めようとするものでございます。

今改正による増員分は、特別委員会調査室の充
実強化に充てるための要員でございます。

○委員長(松垣徳太郎君) 別に御発言もなけれ
ば、本件につきましては、ただいま事務総長説明
のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、国立国会図書館
組織規程の一部改正について承認を求めるの件を
議題といたします。

国立国会図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(津田賢君) 国立国会図書館
組織規程の一部を改正する規程について御説明申
上げます。

国立国会図書館では、調査及び立法参考局の充
実を図るため、国立国会図書館組織規程を改正し
て、昭和五十六年度から、同局に主任調査員を置
くことといたしております。

主任調査員には、同局の所掌する調査業務のう
ち重要な事項の企画及び調整に参画し、並びに調
査業務の一部を総括整理し、または重要な事項の
調査に当たらせることといたしております。

本組織規程の改正につきましては、国立国会図
書館法第五条第二項の規定の定めるところによ
り、事前に、時宜によつては事後に、議院運営委
員会の御承認を得なければならぬものとされて
おりますので、ここに議院運営委員会の事前の御
承認をお願いする次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 別に御発言もなけれ
ば、本件に対し承認を与えることに御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後五時五十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給
規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程
(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部
を次のように改正する。

別表第二中「一、六〇〇円」を「二、〇〇〇
円」、「一四、〇〇〇円」を「一四、五〇〇円」に
改める。

附 則

この規程は、昭和五十六年四月 日から施
行し、改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び
日当支給規程の規定は、同年四月一日から適用す
る。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正す
る規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月
三十一日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千二百六十九人」を「千二百七十人」に
改める。

附 則

この規程は、昭和五十六年四月 日から施
行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定
は、同年四月一日から適用する。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する
規程

国立国会図書館組織規程(昭和三十八年国立国
会図書館規程第一号)の一部を次のように改正す
る。

第二十五条の次に次の一条を加える。
(主任調査員)

第二十五条の二 局に、主任調査員若干人を置
く。

2 主任調査員は、上司の命を受けて、局の所掌
する調査業務のうち重要な事項の企画及び調整
に参画し、並びに調査業務の一部を総括整理
し、又は重要な事項の調査をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和五十六年 月 日から
施行する。